

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の改正について（議案第82号）

こども施設課

1 改正の理由

市立第二保育所と市立第三保育所を統合するとともに、移転し、名称を改めるため、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 保育所の名称及び位置に係る規定から、市立第二保育所を削る。
- (2) 移転後の保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
前橋市立六供保育所	前橋市六供町一丁目24番地1

3 施行期日

- 2の(1) 市規則で定める日
- 2の(2) 令和7年4月1日